10月は浄化槽強調月間＆クリーン排水推進月間

生活排水の汚れを減らして水質を守りましょう

私たちのまちを流れる水路や川の先は、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵や衣浦湾、三河湾ですが、残念なことに、生活排水による汚れが目立ちます。水質を守るために、次のことに注意しましょう。

・単独浄化槽やくみ取り式トイレの場合、台所や洗濯の排水が川に直接流れます。調理くずや油汚れ、過剰な洗剤などをそのまま流さないように気をつけましょう。
・公共下水道や合併処理浄化槽の場合も、排水処理の負担を軽減し、できるだけきれいな水を川に戻せるよう、家庭からの排水の汚れを減らしましょう。また、浄化槽は適切に点検・管理しましょう。
・側溝にたばこの吸い殻やごみを捨てることは、絶対にやめましょう。

問合せ　環境課環境保全係

10月１日は浄化槽の日 浄化槽は管理が必要です

浄化槽はし尿や生活排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしています。

適正な維持管理を行わなければ、浄化槽の故障や機能低下を引き起こし、悪臭や水質汚濁の原因となります。浄化槽法には浄化槽を使用・管理する人が責任を持って保守点検・清掃・法定検査といった維持管理をすることが定められています。浄化槽の適正管理をお願いします。

維持管理の種類		説明	実施回数	
			合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
保守点検		浄化槽の稼動状況を調べて機器の点検・調整・消毒薬の補充などを行います	概ね４か月に１回以上	４か月に１回以上（全ばっ気方式は３か月に１回以上）
清掃		浄化槽内で発生した汚泥などの引き抜きや洗浄を行います	１年に１回以上	１年に１回以上（全ばっ気方式は６か月に１回以上）
法定検査	７条検査	浄化槽の設置工事が適正に行われ、浄化槽が正常に働いているかどうかを検査します	設置後４～８か月の間に１回	―
	11条検査	保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分に発揮されているかどうかを検査します	１年に１回	１年に１回

問合せ　環境課ごみ減量係